

京都府地域職業能力開発促進協議会の構成員の 募集（職業紹介事業者等）について

京都労働局においては、京都府と共催により、令和4年10月に施行された職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う京都府地域職業能力開発促進協議会（以下「地域協議会」といいます。）を設置しています。

つきましては、本協議会の構成員として参加いただく職業紹介事業者等を以下のとおり募集します。

1 構成員の役割

地域協議会で地域の人材ニーズ情報を共有する観点から、貴社（団体）が把握する求職者や求人者の動向等についてご説明をいただくとともに、訓練コースの設定等に関する意見交換へのご参加をお願いします。

2 構成員の任期

令和5年9月中旬から令和6年3月31日までを予定しています。
募集にあたっては、構成員として1又は2者程度を予定しています。
それを超える応募があった場合は個別に相談させていただきます。

3 応募要件

以下の要件を満たす特定募集情報等提供事業者（届出をしている事業者）若しくは有料職業紹介事業者又はその団体とします。

- ① 都道府県区域内の人材ニーズを把握しており、地域協議会において把握した人材ニーズに関して発言できること。
- ② 都道府県区域内に事業所が存在していること。
- ③ 過去3年以内に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定を除く。）に基づく行政処分（許可を除く）を受けていないこと。

4 募集期間

令和5年8月7日（月）から令和5年8月18日（金）まで

5 応募方法

募集期間内に、別紙様式に必要事項を記入の上、下記のアドレスまで電子メールにてご提出ください。

メールアドレス：kyoto-kunren@mhlw.go.jp

6 構成員の決定等

構成員の決定等については、応募者に対して後日ご連絡します。

7 その他

第1回京都府地域協議会については、令和5年10月下旬から11月上旬に開催を予定しています。

今年度は、その他に1回程度の開催を予定しています。

本地域協議会においては、提出された資料は原則公開となります。

また、協議会において個別企業の営業行為と誤解を生じるおそれのある説明や資料の提出等については、事務局の判断でお断りする場合があります。

8 本件に関するお問い合わせ先

京都労働局職業安定部訓練課（TEL：075-277-3224）

以上

【別紙様式】

京都府地域職業能力開発促進協議会の構成員の応募について
(職業紹介事業者等)

*以下の項目に記載の上、5の提出先までメールにて送付してください。
なお、送付の際は、件名に「協議会(職業紹介事業者)の応募」と記載してください。

1 事業者名(許可番号)又は団体名

名称:

許可番号:

2 構成員となる者の氏名

構成員(構成員名簿に登載する者)について

役職

氏名(ふりがな)

3 参考情報

① 京都府内の事業所数 _____

② 前年度実績において、京都府内の取扱実績

有効求人件数 _____

有効求職者数 _____

※概数(百人単位 or 十人単位)で可。

③団体の場合は、京都府内の会員企業数 _____

4 本件に関する連絡先

・住所:

・電話番号:

・メール:

・担当者名:

※電話連絡を取ることが困難な場合は、参加をお断りする場合があります。

5 提出先

京都労働局職業安定部訓練課

メールアドレス: kyoto-kunren@mhlw.go.jp